

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について（概要）

市長公室政策企画室

1 改正の趣旨

- ①和泉市一般廃棄物処理基本計画と和泉市生活排水対策推進計画の統合に伴い、和泉市ごみ減量等推進審議会において一体的な調査審議を行うため、和泉市生活排水対策推進協議会を廃止
- ②和泉市商工業振興ビジョンと和泉市観光アクションプランを統合した計画策定に係る調査審議のために設置
- ③和泉市都市計画マスタープランと和泉市立地適正化計画の変更に係る調査審議のために設置

2 改正の内容

次の附属機関を廃止（①）

市長の附属機関

名称	担当事務
和泉市生活排水対策推進協議会	生活排水対策の適切かつ円滑な推進に係る調査審議に関すること。

次の附属機関を追加（②③）

市長の附属機関

名称	担当事務
和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会	商工振興及び来訪促進に係る計画策定に必要な調査審議に関すること。
和泉市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会	和泉市都市計画マスタープラン及び和泉市立地適正化計画の変更に係る調査審議に関すること。

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。

## 和泉市環境未来共創金条例制定について（概要）

環境産業部環境政策室

### 1 主な制定の理由

和泉市域には、産業廃棄物の管理型最終処分場が立地しており、和泉市特有の諸問題や潜在的なリスクを抱えている。また、最終処分場の設置運営に伴う交通・環境・地球温暖化などの幅広い複数の業務にまたがる行政需要の増加への対応や、将来の社会的費用の増大への懸念等、本市特有の課題がある。

これらの課題に関して、市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者からの納付金（以下「環境未来共創金」という。）をもって、環境政策をより一層推進させることにより、持続可能なまちづくりの実現を図ることが本条例を制定する目的である。

### 2 主な内容

#### （1）環境未来共創金の額

埋立処分した産業廃棄物の総重量1トンあたり1,000円

#### （2）手続きの流れ

①届出（事前）

②協議成立（事前）

③協定締結（届出後60日以内、協定期間は最終処分場の埋立完了まで）

④実績報告（報告期限は当該年度の埋立処分の完了月の翌月10日まで）

⑤環境未来共創金の確定

⑥納付

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（概要）

市民生活部保険年金室

### 1 主な改正の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されることが定められた。令和8年度以降、現行の国民健康保険料とあわせて賦課・徴収する子ども・子育て支援納付金（以下「子ども分」という。）に関する規定を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

#### （1）子ども分の創設に係る改正

①現行の国民健康保険料とあわせて賦課・徴収する保険料に子ども分を追加する。

【第12条の2、第13条関係】

②子ども分の賦課総額に関する規定を新設する。【第17条の13関係】

③子ども分の賦課額を、所得割額、均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の総額とする規定を新設する。【第17条の14関係】

④子ども分の所得割額の算定方法に関する規定を新設する。【第17条の15関係】

⑤子ども分の保険料率に関する規定を新設する。【第17条の16関係】

⑥子ども分の賦課限度額に関する規定を新設する。【第17条の17関係】

⑦賦課期日後に納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の規定に子ども分を追加する。【第20条関係】

⑧低所得者の減額に関する規定に子ども分を追加する。【第21条関係】

⑨特例対象被保険者等の特例に関する規定に子ども分を追加する。【第21条の2関係】

⑩未就学児被保険者の均等割額の減額に関する規定に子ども分を追加する。【第21条の3関係】

⑪出産被保険者の減額に関する規定に子ども分を追加する。【21条の4関係】

⑫18歳未満被保険者の子ども分の均等割額の減額に関する規定を新設する。【21条の5関係】

#### （2）所要の規定の整備

①文言を統一するため、「すみやかに」とひらがな表記していたものを「速やかに」と漢字表記に変更する。【第17条、第22条】

②子ども分の賦課額の算定に端数の規定を設けることから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額についても同様に規定を追加する。【第14条、第17条の6の3、第17条の8関係】

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

### 4 経過措置

- この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和8年度分の保険料に限り、新条例第17条の17の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とする。

和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について（概要）

市長公室政策企画室

1 主な改正の理由

令和 8 年度に北松尾こども園、令和 9 年度に（仮称）いずみ国府こども園を設置する予定であり、公立保育園及び公立幼稚園は認定こども園へシフトしていく。

また、令和 8 年度にはこども誰でも通園制度が開始され、新たに設置される認定こども園においては、子育て支援事業の実施が必要であり、教育や保育だけでなく、より安心して子育てしやすい環境を整備することが求められている。

そこで、教育委員会から保育園及び幼稚園に関する業務を市長部局へ移管し、未就学児への切れ目のない支援により、こどもの健やかな成長・発達を保障し、より安心して子育てしやすい環境を整えるための体制を構築する。

2 主な改正の内容

(1) 和泉市事務分掌条例の一部改正

- ・第 1 条及び第 8 条の「子育て健康部」を「こども・健康部」に変更
- ・第 8 条に、「保育に関すること。」を追記

(2) 和泉市職員定数条例の一部改正

- ・事務移管に伴う定数異動

こども未来室関係	教育委員会から市長部局へ	23 人
保育園関係	教育委員会から市長部局へ	187 人
計		210 人

- ・改正内容

(単位:人)

区分	現行 条例定数	実職員数 (機構改革後)	改正後 条例定数	条例定数 増減
議会事務局	12	8	12	±0
市長の補助機関	628	784	838	210
うち福祉事務所	112	89	112	±0
水道・公共下水道・公共浄化 槽会計	61	58	61	±0
選挙管理委員会	7	5	7	±0
監査委員	5	4	5	±0
教育委員会	428	151	218	△210
公平委員会	5	0 (併任)	5	±0
固定資産評価審査委員会	5	0 (併任)	5	±0
農業委員会	6	4	6	±0

## 報告案件（４）

区分	現行 条例定数	実職員数 (機構改革後)	改正後 条例定数	条例定数 増減
消防職員	170	166	170	±0
総合計	1,327	1,180	1,327	±0

実職員数は、正職員、任期付、再任用（フルタイム）をカウント

(3) 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、条例で定めることで、個人番号を利用し、特定個人情報を市の他の機関に提供することができることとされている。
- ・教育委員会の保育の実施について、市長部局から住民票関係情報等の提供をしていたが、事務の移管によりその必要がなくなったことから、第5条及び別表第3を削除

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

### 4 その他補足事項

教育委員会事務局の部名変更（「教育・こども部」から「教育部」への変更）については、「和泉市教育委員会事務局処務規則」の改正により対応予定

## 和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について（概要）

総務部総務管財室

### 1 主な改正の理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正（公布日：令和5年6月16日、施行日：令和8年5月21日、施行日を定める政令の公布日：令和7年12月17日）の趣旨を踏まえ、公示送達の電子化に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

不利益処分の際に必要な聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知について、公示送達により行う場合に、規則に定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態（インターネットによる公表を想定）に置くとともに、書面を掲示板に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこととする。

### 3 施行期日

令和8年5月21日から施行する。

## 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の 一部を改正する条例制定について（概要）

環境産業部環境政策室

### 1 主な改正の理由

缶・ビン、古紙類などの資源物の持ち去り行為は、市民の協力のもと進めているごみの減量や分別意識の低下を招き、適正処理・リサイクルの推進に影響を及ぼすおそれがあるとともに、騒音やごみの散乱、不法投棄、敷地への無断侵入などの原因になることから近隣住民への迷惑行為となっている現状がある。

これに対し市では、市民等が資源物を出す際に、収集先の契約業者を明記した「持ち去り厳禁」の貼り紙を当該資源物に添付していただくよう啓発を行ってきたが、持ち去り事案自体はなくなり、より効果的な対策が求められている。

このことから、市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより適正なりサイクルの推進を図ることを目的に和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正するものである。

### 2 主な改正の内容

- ・収集又は運搬の禁止の条項を追加

紙類、缶・ビン類等の資源物の収集又は運搬の禁止を規定

- ・指導及び勧告、命令、公表の条項を追加

条例の規定に違反したものについては、是正するよう指導、勧告し、その勧告に従わない場合は従うよう命令し、その命令に従わない場合はその行為者を公表することを規定

### 3 施行期日

令和8年4月1日に施行する。

## 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（概要）

都市デザイン部建築住宅室

### 1 主な改正の理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の制定（公布：令和7年5月30日、施行：令和8年4月1日）に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

条例第2条第17号の17中で引用する法律の題名及び条番号を改める。

※ 引用元の法律の改正により、マンション等の容積率に加えて、高さも緩和特例の対象となるため、同号に定める手数料の対象にも、マンション等の高さに関する特例の許可が加わる。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（概要）

消防本部総務課

1 主な改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）が改正（公布予定日：令和8年2月6日、施行予定日：令和8年4月1日）され、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の引上げ等が行われたため。

2 主な改正の内容

1. 消防作業従事者等の補償基礎額について（令第2条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を10,000円に、最高額を15,000円に改定。

2. 非常勤消防団員等の補償基礎額について（令第2条第2項第1号及び別表関係）

非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定。

別表 補償基礎額表（令第2条関係）

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：（）内書は現行の補償基礎額である。

3. 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定について（令第2条第3項関係）

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定。

（単位：円）

政令に おける号	現行	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	改訂後	廃止	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
区分		配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
加算額（日額）		廃止 (100)	433 (383)	217 (217)			

備考：（）内書は現行の加算額である。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について（概要）

消防本部予防課

### 1 主な改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正（公布日：令和7年11月12日、施行日：令和8年3月31日）に伴い、簡易サウナ設備についての基準を定めるほか、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

#### （1）簡易サウナ設備関係（第7条の2関係）

ア テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であつて、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義する。

イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

#### （2）一般サウナ設備関係（第7条の3関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義する。

#### （3）火を使用する設備等の設置の届出（第45条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとする。

#### （4）住宅における火災の予防の推進（第29条の7関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記する。

### 3 施行期日

令和8年3月31日から施行する。

## 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について（概要）

## 子育て健康部子育て支援室

## 1 主な改正の理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正（公布：令和6年6月12日、施行：令和8年4月1日）に伴い、乳児等支援給付費の支給に係る特定乳児等通園支援事業の適正な運営を確保するため、その運営に関する基準について、内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年11月13日公布、令和8年4月1日施行））で定める基準を踏まえて、条例で定めることが市町村に義務付けられた。このため、本市において令和8年度から円滑かつ適正に特定乳児等通園支援事業を実施できるよう、事業者が遵守すべき運営の基準を条例で定める必要がある。

## 2 事業の概要

利用対象	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない乳幼児
利用の認定	居住する市区町村による認定 ※保護者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用 本市は国基準の10時間を想定
利用料	保護者が事業者に直接支払うことを想定
利用方法（契約）・予約方法	保護者と事業者との直接契約を想定 予約・利用は、国が開発した「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて行う
実施場所	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等、市認可条例の基準に基づき認可を受けた施設

※現在の認可申請状況：認定こども園、その他施設 計8施設

※利用対象となる乳幼児数（見込み）

令和8年度：約1,033人（0歳：273人、1歳：386人、2歳：374人）

## 3 主な制定の内容

国の基準（内閣府令）に基づき、特定乳児等通園支援事業を行う事業者が遵守すべき運営の基準を定める。主な内容は次のとおり。

## (1) 総則【第1条～第3条関係】

条例の趣旨、用語の意義、事業者の一般原則について定める。

## (2) 利用定員【第4条関係】

特定乳児等通園支援事業所ごとの利用定員に関する基準について定める。

## (3) 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準【第5条～第33条関係】

特定乳児等通園支援の内容及び方法、安全管理、虐待防止、苦情対応、記録の整備・保存等、事業の運営に関する基準を定める。

（4）雑則【第34条関係】

書面による手続を電磁的記録・電磁的方法により行う場合の取扱いについて定める。

4 認可条例と確認条例の比較

項目	確認条例（和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例）	（参考）認可条例（和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）
制定時期	令和8年3月議会（今回提案）	令和7年9月議会（制定済）
根拠法律	子ども・子育て支援法	児童福祉法
主な目的	給付費を支給するための「確認」の基準	事業を開始するための「認可」の基準
主な内容 （審査事項）	<p>【体制整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員の設定と遵守（1時間当たりの利用定員、1月当たりの利用定員）等</li> <li>・利用者への面談の実施（重要事項説明・同意）等</li> <li>・職員の勤務体制の確保</li> <li>・事故発生の防止及び発生時の対応（指針の整備や体制を整備）等</li> </ul>	<p>【設備・人員の基準等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室の面積（1.65㎡/人以上）や保育室の面積（1.98㎡/人以上）等</li> <li>・職員の配置基準（0歳児3:1、1・2歳児6:1、保育士の比率）等</li> <li>・非常災害対策設備（消火器・非常口の設置、避難階段の構造等）</li> </ul>

5 今後のスケジュール

時期	主な内容
令和8年2月6日	児童福祉審議会 意見聴取（認可諮問）
2月以降	事業者の「確認」審査・決定 市民への周知開始 利用者向け「利用認定申請」受付開始 随時、利用者へ認定証を送付
3月	本条例案を第1回市議会定例会へ提案
令和8年4月1日	「こども誰でも通園制度」開始

6 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について（概要）

教育・こども部こども未来室

## 1 主な制定の理由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、和泉市立国府幼稚園と和泉市立和泉保育園を統合し、令和9年4月に幼保連携型認定こども園を設置するとともに、令和8年4月から全国で乳児等通園支援事業が開始することに伴い、当該事業の実施に係る使用料を規定する必要がある。

## 2 主な改正等の内容

条番号	見出し	内容
第1条	和泉市認定こども園条例の一部改正	和泉市立国府幼稚園と和泉市立和泉保育園を統合して設置する幼保連携型認定こども園として、第2条に「和泉市立いずみ国府こども園」を加える。
第2条		公立園の使用料を定める第3条に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の使用料を追加する。
第3条	和泉市保育所条例の一部改正	和泉市立いずみ国府こども園の設置に伴い、別表から和泉市立和泉保育園を削る。
第4条		公立園の使用料を定める第3条に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の使用料を追加する。
第5条	和泉市立幼稚園条例の廃止	和泉市立いずみ国府こども園の設置に伴い、市立幼稚園がなくなることから、条例を廃止する。

附則において、影響する他の条例改正を行う

- ・特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

【参考】公立園での乳児等通園支援事業の実施予定について

実施場所：国府第一保育園、和泉保育園

対象年齢：生後6か月～満3歳未満

開始時期：令和8年4月

## 3 施行期日

規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。